

一般廃棄物処理基本計画

令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度

概要版



令和 7（2025）年 3 月

蕨市・戸田市

蕨戸田衛生センター組合

この計画について

1. 「一般廃棄物処理基本計画」とは

▶本編 p.2

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理の基本方針を、10年から15年の長期的視点に立って示す計画です。おおむね5年ごとに見直しをするほか、計画の前提となる条件に大きな変動があった場合にも見直すことが望ましいとされています。

2. 改定の目的

▶本編 p.1

蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合では、平成24(2012)年度に、平成25(2013)年度～令和9(2027)年度の15年間を計画期間とした「ごみ処理基本計画」を策定しました。

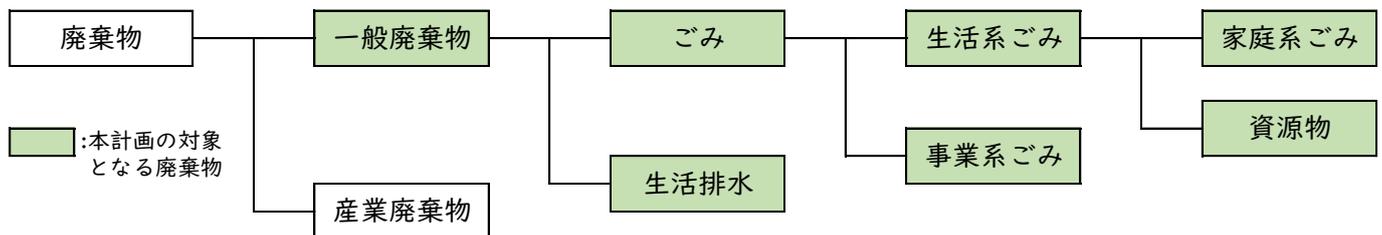
ごみ処理基本計画の策定から10年が経過し、一般廃棄物を取り巻く社会状況、蕨戸田衛生センター組合の処理施設に求められる機能や廃棄物処理状況は大きく変化しています。

これらの一般廃棄物処理を取り巻く環境の変化を適切に反映させ、時代に応じた新たな一般廃棄物処理の基本方針を示すため、ごみに関する「ごみ処理基本計画」、食品ロスに関する「食品ロス削減推進計画」、生活排水に関する「生活排水処理基本計画」の3計画をまとめた、一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」といいます。)を策定することとしました。

3. 「一般廃棄物」とは

▶本編 p.3

本計画は、蕨市及び戸田市内で発生する一般廃棄物(ごみ、生活排水)を対象とします。家庭系ごみには、「もやすごみ」、「不燃ごみ(もえないごみ、不燃物等)」、「粗大ごみ」が含まれます。



4. 基本理念と基本方針

▶本編 p.69、119、134

本計画の核となるごみ処理について、市民、事業者の協力のもと、さらなる減量化・資源化を推進し、温室効果ガス排出量や最終処分量の削減を通じて、地域として、持続可能な循環型社会を目指し、将来世代によりよい環境を引き継ぐため、基本理念を定めました。また、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画の基本方針を次のとおり定めました。

一般廃棄物処理基本計画

基本理念： 減らして分けて みんなで創る 資源循環のまち

ごみ処理基本計画

ごみの減量化と資源化の推進

適正かつ効果的な
ごみ処理システムの構築

市民、事業者、行政の協働による
循環型社会の形成

生活排水処理基本計画

環境負荷を低減する排出方法の推進

循環型社会に寄与する
し尿処理システムの構築

食品ロス削減推進計画

食品ロスへの理解促進による
「もったいない」意識の醸成

市民、事業者、行政の協働による
効果的な食品ロスの発生抑制・食品の有効活用の取組
推進

5. 取組の進め方、計画期間

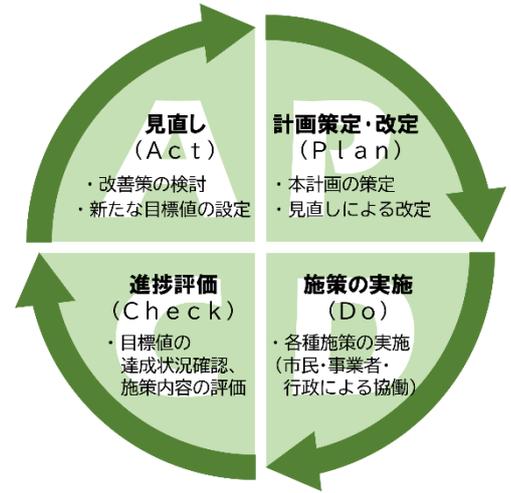
▶本編 p.3-4

(1) 計画の推進体制

本計画の実効性を確保するため、施策に基づく各取組についての実行部門及び実行責任者を定め、関係者が一丸となった取組を展開していきます。

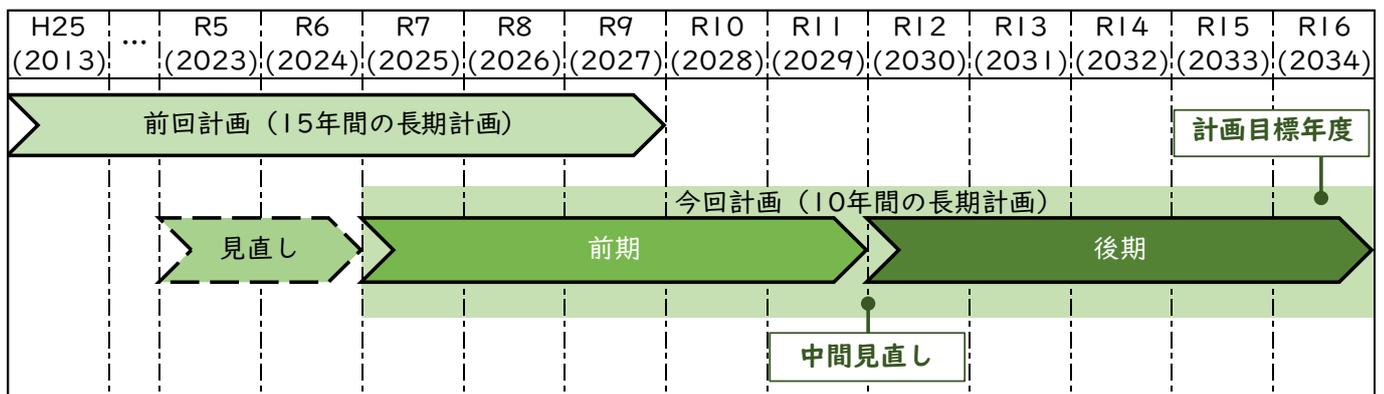
(2) 計画の進捗管理

本計画の目標年度である令和 16 (2034) 年度までの目標の達成状況と施策の取組状況などについては、蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合の三者によって PDCA サイクルに基づき定期的に点検・評価を実施し、計画の継続的な改善を図ります。また進捗管理の指標は、各計画における目標項目の、各年度の数値目標とします。



(3) 計画期間

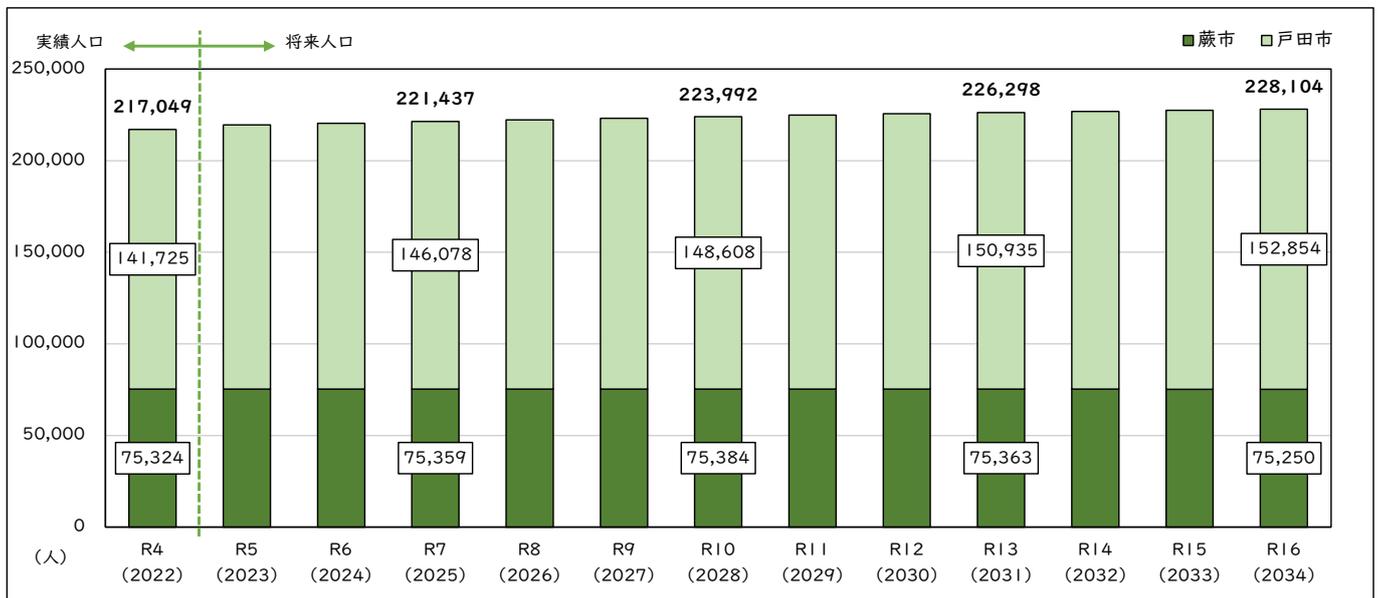
本計画の計画期間は、令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度の 10 年間とし、前半 5 年度を前期、後半 5 年度を後期として本計画の中間見直しをします。



6. これからの人口の推計

▶本編 p.73-75

蕨市、戸田市の合計人口は、本計画の目標年度である令和 16 (2034) 年度には、令和 4 (2022) 年度と比較して約 11,000 人増加する見込みです。

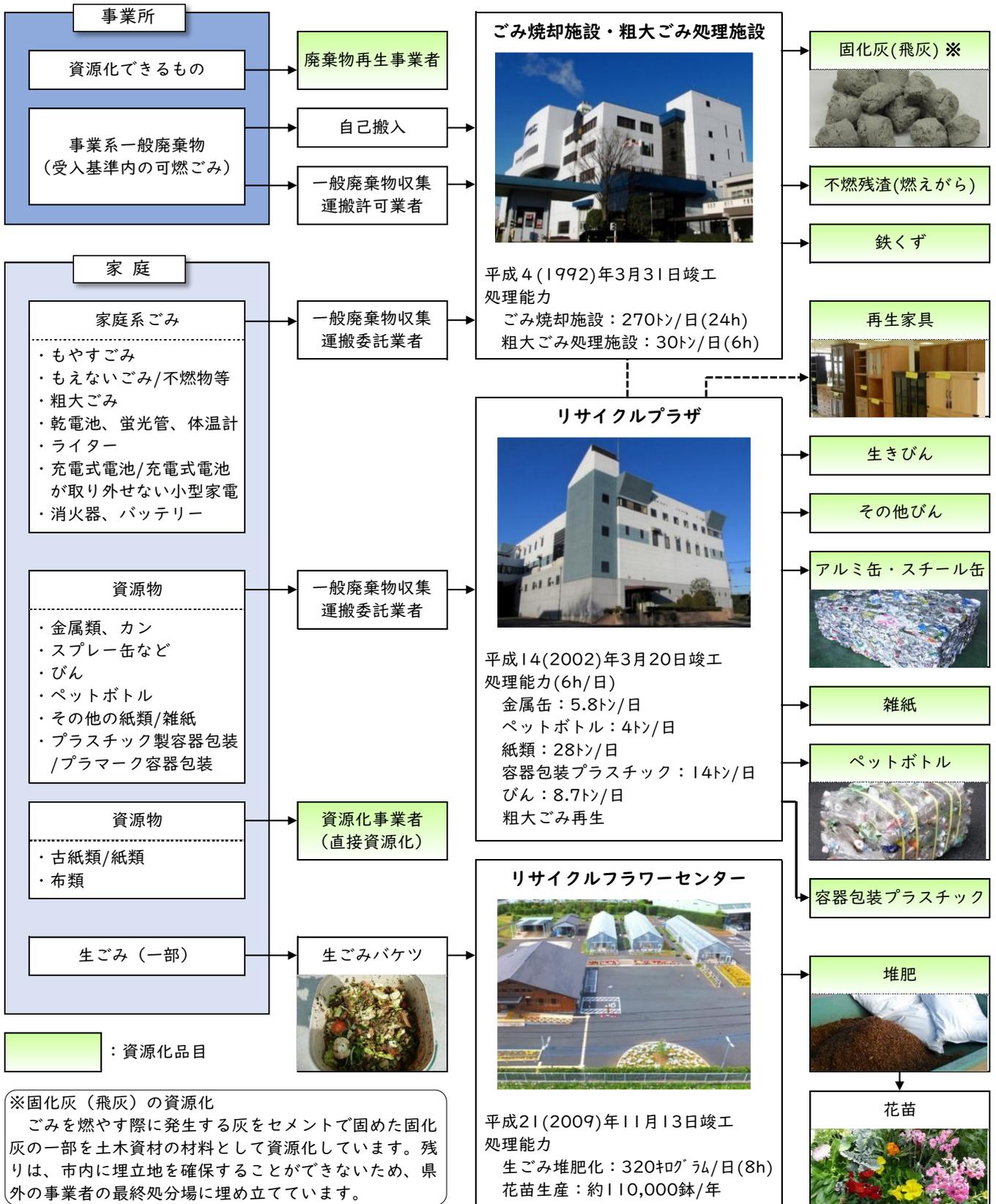


ごみ処理基本計画⇒

ごみ処理基本計画

1. 蕨市、戸田市のごみ処理システム

▶本編 p.25-56



2. ごみ処理の課題

▶本編 p.68

蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合では令和5（2023）年度に、ごみの減量化・資源化などの取組に関する市民及び事業者の意識を把握するため、意識調査を実施したほか、市民や事業者で構成された委員会や、関係者からの意見を踏まえて、以下の課題を抽出しました。

市民意識調査及び事業者意識調査の結果の詳細は右の二次元バーコードよりご確認ください。



蕨戸田衛生センター組合
ホームページ

項目	課題
発生抑制	・ 生ごみや食品ロスの減量化
	・ 廃プラスチックの減量化
	・ リユース（再使用）の取組強化
資源化	・ 紙類、容器包装プラスチック、布類、小型家電、充電式電池、粗大ごみ、事業系ごみ、処理残渣などの資源化の強化
	・ 生ごみ・食品ロス、使用済プラスチック使用製品、使用済紙おむつ、剪定枝などの資源化
収集・運搬	・ 収集体制（収集方式、収集頻度、収集時間）
	・ 分別の啓発強化（可燃ごみ中の焼却不適合物、廃プラスチック、事業系ごみなど）
	・ ごみ出しルールの啓発強化・周知方法（外国人世帯や単独世帯など）
	・ 集積所の適正管理の強化（不適正ごみ対策、鳥獣害対策など）
	・ ごみ出し困難世帯への対策（高齢者、障がい者、夜勤者など）
	・ 少量の事業系一般廃棄物に含まれる資源物の資源化
	・ ごみ収集車両の安全対策（交通、火災防止）、環境負荷の低減
	・ 処理困難物の収集、処分
中間処理	・ 各施設の適切な更新・維持管理（将来の施設整備に向けた各種検討、老朽化対策、効率的・経済的な維持管理など）
	・ 処理体制・各処理施設の強靱化（災害時の処理体制確保、防災拠点や避難場所としての機能など）
	・ 処理施設での火災・爆発防止（充電式電池やスプレー缶など）
	・ 処理施設での事業系資源ごみの資源化
最終処分	・ 最終処分量の減量化（ごみの減量化・資源化、残渣の資源化など）
	・ 最終処分先の安定確保
その他	・ 環境教育の充実
	・ ごみの減量・リサイクルに関する情報の充実・周知啓発強化
	・ 地域貢献
	・ 不法投棄への対策
	・ 資源物持ち去りへの対応
	・ ごみ処理費用の負担
	・ 災害廃棄物処理体制
	・ 情報公開体制

3. 基本方針

▶本編 p.69

基本方針 1	ごみの減量化と資源化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業者から排出されるごみを減量化するため、食品ロスの削減などの取組を進めます。 ・温室効果ガス排出量の削減や資源の有効活用のため、プラスチックや紙類などのさらなる資源化を進めます。 	
基本方針 2	適正かつ効果的なごみ処理システムの構築
<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷が少なく、適正で安定した処理を継続するための施設整備と維持管理を行います。 ・ごみから効果的に資源を回収し、焼却処理量と埋立処分量の削減を図ります。 	
基本方針 3	市民、事業者、行政の協働による循環型社会の形成
<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者がごみ減量化に取り組むために必要な支援を行政が行うなど、協働による循環型社会づくりを進めます。 ・ごみ出しのルール の啓発や不法投棄対策などにより、快適で安心して暮らせるまちづくりを進めます。 	

4. 数値目標と目標推計結果

▶本編 p.70-72

本計画では、令和16（2034）年度の数値目標として6項目を設定しています。蕨市と戸田市のごみ排出量はそれぞれ異なるため、目標値も異なりますが、2市合計の値を本計画の目標値としています。人口増加に伴いごみ排出量も増加すると予測されますが、施策によってその増加を抑制し、減少させることを目標にしています。目標に関するグラフでは、基準年度の実績値、現状のままの推計値（現状推計値）、施策実施後の目標値（目標値）をそれぞれ表しています。

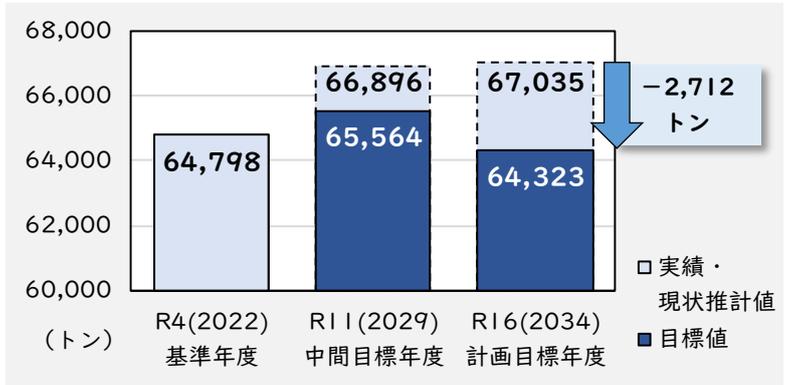
ごみ総排出量

64,323トン以下

蕨市、戸田市から排出されるごみの総量の削減を目指します。

目標達成のための主な取組

- ・生ごみ・食品ロスの発生抑制
- ・廃プラスチックの発生抑制
- ・事業系ごみの減量化の推進



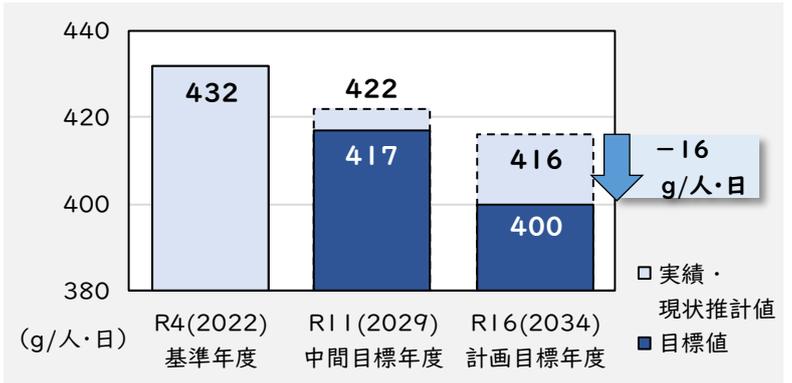
1人1日あたり家庭系ごみ排出量

400g/人・日以下

家庭から排出されるごみのうち、資源物以外のごみの削減を目指します。

目標達成のための主な取組

- ・生ごみ・食品ロスの発生抑制
- ・廃プラスチックの発生抑制
- ・分別の徹底



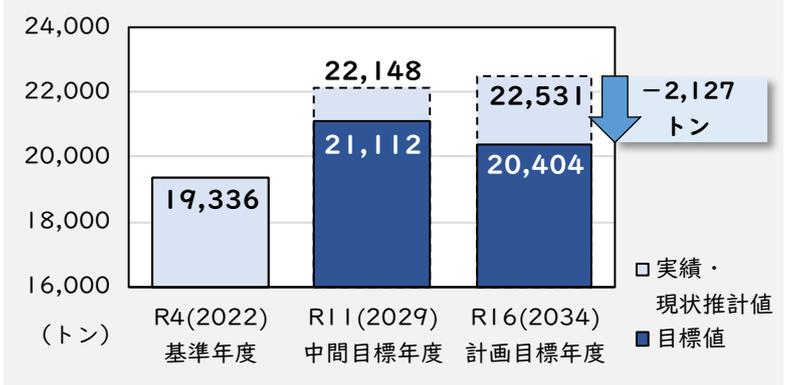
事業系ごみ排出量

20,404トン以下

事業所から排出されるごみのうち、産業廃棄物とリサイクルするごみ以外のごみの増加の抑制を目指します。

目標達成のための主な取組

- ・事業系ごみの減量化の推進
- ・事業者における資源化促進



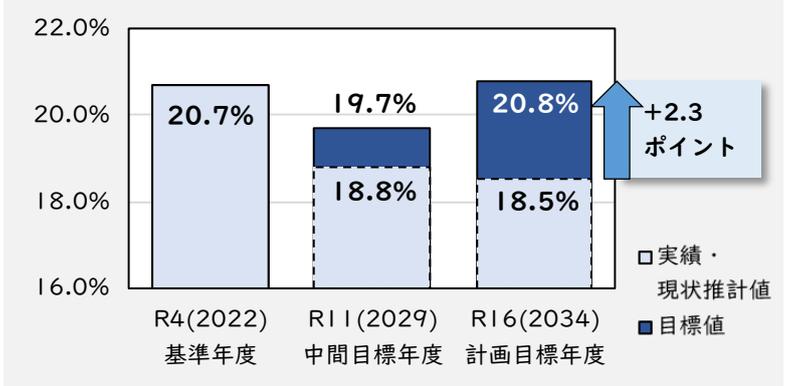
資源化率

20.8%以上

ごみの分別やごみに含まれる資源の有効活用を進めることで向上を目指します。

目標達成のための主な取組

- ・分別の徹底
- ・粗大ごみの再資源化推進
- ・事業者における資源化促進
- ・処理残渣の資源化推進



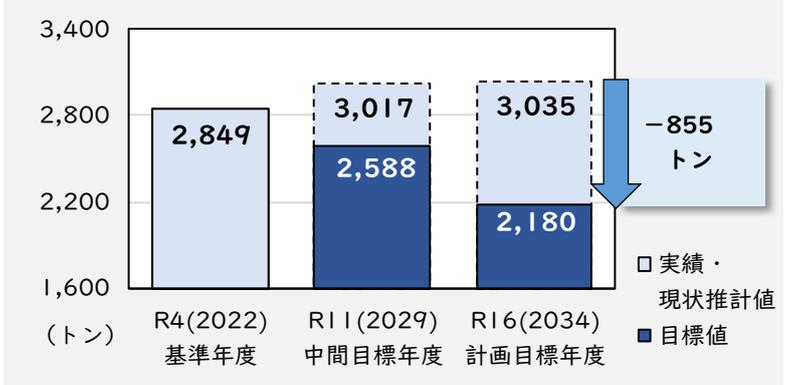
最終処分量

2,180トン以下

ごみを燃やしたあとの灰の埋立処分量の削減を目指します。

目標達成のための主な取組

- ・生ごみ・食品ロスの発生抑制
- ・廃プラスチックの発生抑制
- ・事業系ごみの減量化の推進
- ・分別の徹底
- ・事業者における資源化促進
- ・処理残渣の資源化推進



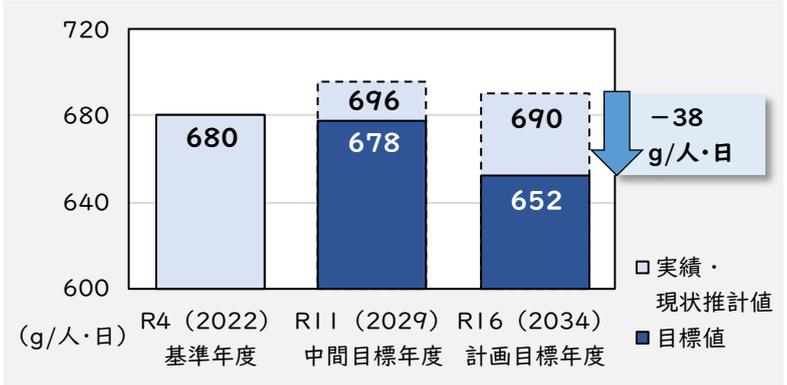
1人1日あたりごみ焼却量

652g/人・日以下

ごみ焼却施設で燃やすごみの量を削減し、温室効果ガスの排出抑制を目指します。

目標達成のための主な取組

- ・生ごみ・食品ロスの発生抑制
- ・廃プラスチックの発生抑制
- ・事業系ごみの減量化の推進
- ・分別の徹底
- ・事業者における資源化促進
- ・処理残渣の資源化推進



5. 取組

▶本編 p.95-106

あらかじめ定めたスケジュール（本編 p.104-106）に基づき、確実に取組を進めます。

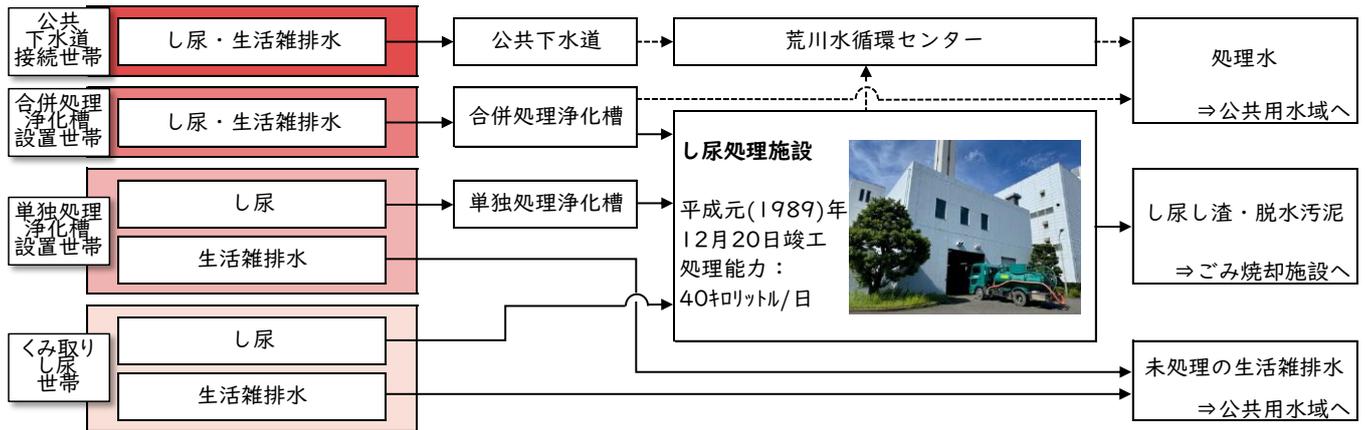
★：重点事業

基本方針	主な取組（一部抜粋）	
基本方針1 ごみの減量化と資源化の推進	★ ・生ごみ・食品ロスの発生抑制（p.9「食品ロス削減推進計画」参照）	
	★ ・廃プラスチックの発生抑制	
	・循環型ライフスタイルの促進	
	★ ・事業系ごみの減量化の推進	
	★ ・分別の徹底 可燃ごみとして排出されている資源物（紙類、容器包装プラスチック、衣類）の分別促進 不燃ごみとして排出されている資源物（小型家電・充電式電池）の分別促進	
	★ ・粗大ごみの再資源化推進	
	★ ・事業者における資源化促進	
	★ ・処理残渣の資源化推進 粗大ごみ、不燃ごみに含まれる非鉄金属の回収・資源化方法の検討 焼却処理後の固化灰、不燃残渣の資源化の推進	
	★ ・生ごみ・食品ロスの資源化検討（p.9「食品ロス削減推進計画」参照） 生ごみ・食品ロスの分別収集方法の調査研究	
	★ ・使用済プラスチック使用製品の資源化検討	
	・可燃ごみに含まれる資源化可能物の資源化検討	
	基本方針2 適正かつ効果的なごみ処理システムの構築	・収集運搬体制の検討（収集体制、集積所散乱対策、収集車の安全・環境対策）
		★ ・ごみ分別やごみ出しルールの徹底 生活系可燃ごみに含まれる不適物の分別の啓発推進 事業系ごみの分別の啓発推進 外国人世帯や単身世帯に向けたごみ出しルールの啓発推進
・集積所の適正管理の強化（不適正ごみや鳥獣害対策、回収カゴの管理体制など）		
・粗大ごみの適切な受入体制の検討		
・ごみ出し困難世帯への対応（高齢者、障がい者、夜勤者など）		
・市が収集していないごみの収集・処分の検討		
・家庭ごみ集積所への事業系ごみの不法投棄対策		
★ ・各施設の適切な整備と維持管理 今後の施設整備に向けた「施設整備基本構想」の策定 安定稼働継続に向けた各施設・設備の適切な維持管理の実施 環境に配慮した施設運営の実施		
・処理体制・各処理施設の強靱化		
・粗大ごみ処理施設の火災・爆発防止対策（充電式電池、スプレー缶対策）		
・事業者が排出する資源物の資源化の検討		
・最終処分量の減量化、安定した最終処分場の確保		
基本方針3 市民、事業者、行政の協働による循環型社会の形成		・環境教育、情報提供の充実
	・周辺地域への貢献	
	・不法投棄対策、資源物持ち去り対策の強化	
	・ごみ処理費用負担の総合的検討、一般廃棄物会計基準の導入	

生活排水処理基本計画

1. 蕨市、戸田市の生活排水処理システム

▶本編 p.125



2. 基本方針

▶本編 p.134

基本方針1 環境負荷を低減する排出方法の推進

- 生活排水は、下水道接続（水洗化）を促すことで生活排水処理率の向上を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置整備推進により、生活排水処理率の向上を図ります。
- 水質汚濁を防止するため、浄化槽の適切な維持管理を徹底します。
- 単独処理浄化槽設置世帯、くみ取りし尿世帯については、下水道への早期接続や合併処理浄化槽への転換を図り、生活雑排水の適正処理を推進します。

基本方針2 循環型社会に寄与するし尿処理システムの構築

- 組合のし尿処理施設の老朽化状況を踏まえ、今後の施設整備方針を検討します。
- 今後の施設整備とあわせて、し渣や汚泥の有効利用方法について検討し、資源化します。

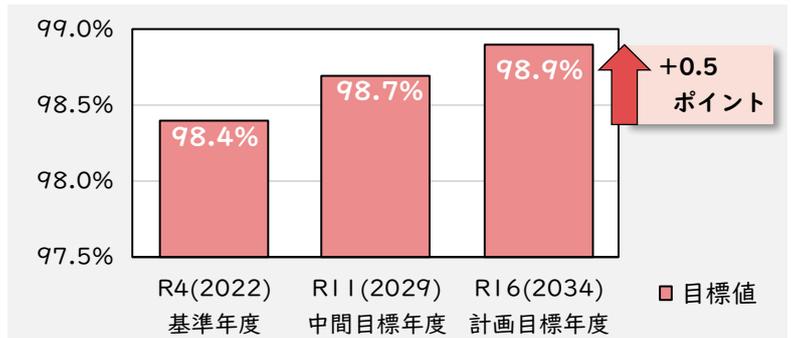
3. 数値目標と目標推計結果

▶本編 p.134-135

生活排水処理率

98.9%以上

生活排水をそのまま河川に排出している、単独処理浄化槽設置世帯とくみ取りし尿世帯について、公共下水道接続または合併処理浄化槽への転換を促進することで、向上を目指します。



4. 課題と取組

▶本編 p.133、139-141

現状から考えられる課題及び基本方針や数値目標の達成に向けた主な取組を示します。

課 題
・ 下水道への接続促進
・ 合併処理浄化槽の設置整備促進
・ 老朽化するし尿処理施設の適切な更新・維持管理

主な取組（一部抜粋）
・ 下水道への早期接続及び合併処理浄化槽への転換促進
・ し尿・浄化槽汚泥の資源化の検討
・ 浄化槽の適正な維持管理の促進

食品ロス削減推進計画

1. 食品ロスとは

▶本編 p.107-108

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことです。食品の生産から消費に至るまでの流れの中で、さまざまな原因により発生しています。廃棄物が増えるだけでなく、飢餓や貧困、地球温暖化問題にも関係しており、世界的にも重要な課題になっています。

2. 食品ロス実態調査について

▶本編 p.113

令和5（2023）年度に、蕨市、戸田市から発生する食品ロスの実態を把握し、食品ロスの削減に役立てるため、食品ロス実態調査を実施しました。調査では、蕨市及び戸田市の家庭から収集されるもやすごみに含まれる「食品廃棄物」について、「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」など、発生原因別の割合を分析するとともに、可燃ごみに含まれる「食品廃棄物以外」のごみについて調査分析しました。



蕨市衛生センター組合
ホームページ

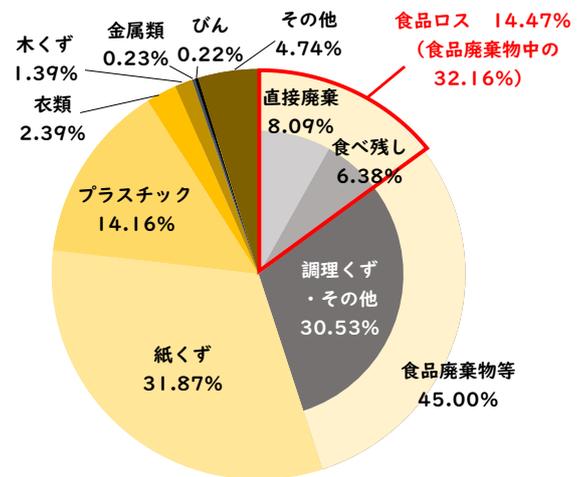
食品ロス実態調査結果の詳細は右の二次元バーコードよりご確認ください。

3. 蕨市、戸田市の食品ロスの現状

▶本編 p.113-114

食品ロス実態調査の結果、もやすごみのうち、食品ロスが約14%を占めていることがわかりました。なお、食品ロス排出量は、「直接廃棄」及び「食べ残し」に該当する排出量の合計としています。

調査結果と、家庭系可燃ごみ排出量（令和4（2022）年度実績30,841トン）から、令和4（2022）年度の蕨市及び戸田市における家庭系食品ロスの排出量は4,463トン（うち、直接廃棄2,495トン、食べ残し1,968トン）と推計しました。また、事業所から排出される厨芥類（生ごみ）の量も推計し、この計画の対象としています。



4. 基本方針

▶本編 p.119

基本方針1	食品ロスへの理解促進による「もったいない」意識の醸成
<ul style="list-style-type: none"> ・食ロス問題について広く周知啓発し、食品ロスを発生させることは「もったいない」という意識の醸成を図ります。 	
基本方針2	市民、事業者、行政の協働による効果的な食品ロスの発生抑制・食品の有効活用の取組推進
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が手軽に実施しやすい取組を周知啓発し、食品ロス削減の取組を促進します。 ・事業者が実施しやすい取組を周知啓発するほか、事業者の取組を市民に情報提供し、相互作用による食品ロスの発生抑制や、食品の有効利用の取組を促進します。 	

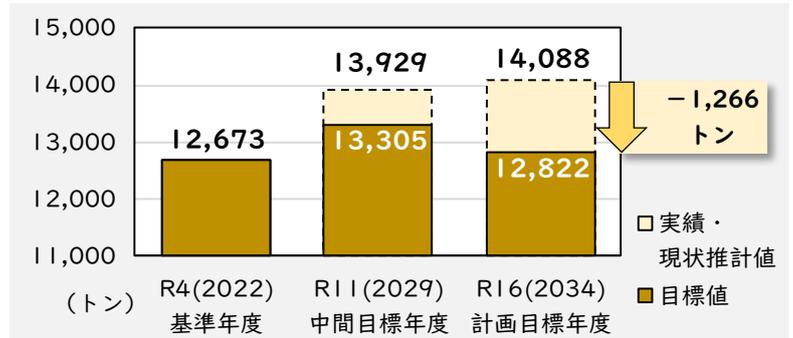
5. 数値目標と目標推計結果

▶本編 p.119-120

食品ロス等焼却量

12,822トン以下

家庭から排出される食品ロスと、事業所から排出される厨芥類（生ごみ）の減量化と資源化を推進し、燃やす量の増加を抑制します。



6. 課題と取組

▶本編 p.120-124

食品ロス実態調査や、市民意識調査、事業者意識調査の結果から、以下の課題を抽出しました。

また、基本方針や数値目標の達成に向けて、市民、事業者、関係団体、行政がそれぞれの役割に応じた取組を推進していきます。

課 題
・市民や事業者が実施しやすい取組の情報提供、周知啓発
・生ごみや食品ロスの減量化
・食品ロスの削減、食品の有効活用（子ども食堂、フードパントリー）、啓発強化
・生ごみの資源化（コンポストなど）

市民の役割・取組
・生ごみ・食品ロスの発生抑制
3キリ(使いキリ、食べキリ、水キリ)運動の取組
・フードドライブの活用
・生ごみの資源化(コンポストなど)

関係団体の役割・取組
・活動内容の情報提供、関連団体との連携強化
・フードドライブ、フードバンク活動の実施
・子ども食堂、フードパントリーの実施

事業者の役割・取組
・商習慣の見直し
・「てまえどり」、「30・10運動」の実施
・食品の有効活用
・食品廃棄物の減量化、資源化

行政の役割・取組
・市民に向けた3キリ運動の促進、啓発
・事業者に向けた生ごみ・食品ロスの発生抑制の啓発、フードバンクとの連携促進
・子ども食堂、フードパントリー活動の支援
・生ごみ・食品ロスの分別収集方法の調査研究



蕨戸田衛生センター



蕨市役所

蕨市役所
生活環境係



戸田市役所



一般廃棄物処理基本計画 ～ 減らして分けて みんなで創る 資源循環のまち ～
令和7（2025）年度～令和16（2034）年度 概要版

令和7（2025）年3月発行

蕨市 市民生活部 安全安心課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

TEL 048-443-3706（直通）

戸田市 環境経済部 環境課

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800（代表）

蕨戸田衛生センター組合 総務課

〒335-0038 埼玉県戸田市美女木北1丁目8番地の1

TEL 048-421-2800（代表）